

平成 18 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 ヤ ギ  
代表者名 取締役社長 八木秀夫  
(コード番号 7460 大証第 2 部)  
問合せ先 経営企画室長 南 秀幸  
(TEL. 06-6266-7332)

## 内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 10 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役、従業員を含めた行動指針としてコンプライアンスマニュアルを定め、企業倫理、法令遵守（コンプライアンス）の徹底を図る。

取締役会については、取締役会規程が定められており、毎月 1 回これを開催することを原則とし、必要に応じて適時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に職務執行を監督する。

取締役の職務執行については監査役会の定める監査の方針等に従い、各監査役の監査対象となっている。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

議事録、稟議書、各種契約書、その他業務の執行状況を示す主要な文書の取扱いに関しては、文書取扱規程に従い保存しかつ管理することとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務分掌規程、業務管理規程、その他の社内規程に従い、各取締役が自己の分掌範囲について責任を持ってリスク管理体制を構築する。リスク管理の観点から重要事項については取締役会の決議により規程の制定を行うこととする。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を定例で毎月 1 回、その他必要に応じて適時開催し、当社の経営方針等の重要事項に関する意思決定を行うものとする。取締役会の決定に基づく業務執行については、社内規程において、執行手続の詳細について定めることとする。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業倫理や法令遵守（コンプライアンス）の実効性を高めていくことを目的として専務取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。同時にコンプライアンスに反する社内不正行為の未然防止や早期発見を的確に行うためにヘルプライン（社内報告・相談制度）を導入することとする。

6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社に影響を及ぼす重要な事項については、関係会社管理規程に従い、関係会社会議等を開催し、多面的な検討を経て慎重に意思決定を行うものとする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から 1 名配置する。この監査役スタッフの取締役からの独立性を確保するため、同スタッフの考課は監査役が行い、また任命や異動については事前に監査役会の同意を得ることとする。なお、同スタッフは他の業務を兼務しないこととする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項については社内規程等に基づき、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来ることとする。  
ヘルプライン（社内報告・相談制度）を適切に運用することによりコンプライアンス上の問題について監査役への報告体制を確保するものとする。

以上